

豊島区国民健康保険条例の一部改正について

改正内容	改正理由	施行期日
<p>(1) 結核医療給付金の支給に関する改定</p> <p>非課税判定の対象者（本人か世帯主か）を区分する年齢の改正「20歳」⇒「18歳」</p> <p>【第12条】</p>	<p>民法改正による成年年齢引き下げに伴い、結核医療給付金の支給に関する規定を改める。</p>	<p>令和4年 4月1日</p>
<p>(2) 保険料率等の改定</p> <p>一般被保険者に係る基礎賦課額 所得割率「100分の7.13」⇒「100分の7.16」 均等割額「38,800円」⇒「42,100円」 【第15条の4、第19条の2】</p> <p>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額 所得割率「100分の2.41」⇒「100分の2.28」 均等割額「13,200円」※改正なし 【第15条の12、第19条の2】</p> <p>介護納付金賦課額 所得割率「100分の2.45」⇒「100分の2.31」 均等割額「17,000円」⇒「16,600円」 【第16条の4、第19条の2】</p>	<p>特別区国民健康保険事業の調整に関する共通基準の改正に伴い、基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料率等を改定するとともに、低所得者の保険料の減額に関する規定を改める。</p>	<p>令和4年 4月1日</p>
<p>(3) 保険料の賦課限度額の改定</p> <p>基礎賦課限度額の引き上げ 「63万円」⇒「65万円」 【第15条の8、第19条の2】</p> <p>後期高齢者支援金等賦課限度額の引き上げ 「19万円」⇒「20万円」 【第15条の16、第19条の2】</p>	<p>国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料の賦課限度額に関する規定を改める。</p>	<p>令和4年 4月1日</p>
<p>(4) 未就学児の均等割額の減額規定の新設</p> <p>6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（「未就学児」という。）に係る均等割額（低所得者の保険料の減額を受けている場合は、その減額適用後の均等割額）について、半額を減額する。 【第19条の4（新設）、第14条の3、第15条の8他】</p>	<p>国民健康保険法施行令の改正に伴い、未就学児の均等割額の減額に関する規定を新設する。</p>	<p>令和4年 4月1日</p>
<p>(5) 保険料の減免に関する改定</p> <p>第24条第1項の規定による保険料の減免について、現行の規定により難しい特別な事情があると認める場合において、申請期限等を別に指定する日までとする規定に改める。 【第24条】</p>	<p>所要の改正</p>	<p>公布の日</p>

表1 保険料率等の改定

保険料区分		現行	改正(案)	
基礎分	所得割	7.13%	7.16%	
	均等割	38,800円	42,100円	
	低所得者の 均等割減額 (減額後)	7 割	11,640円	12,630円
		5 割	19,400円	21,050円
		2 割	31,040円	33,680円
	賦課限度額	63万円	65万円	
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	85,636円	90,492円		
後期高齢者 支援金分	所得割	2.41%	2.28%	
	均等割	13,200円	13,200円	
	低所得者の 均等割減額 (減額後)	7 割	3,960円	3,960円
		5 割	6,600円	6,600円
		2 割	10,560円	10,560円
	賦課限度額	19万円	20万円	
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	30,787円	30,427円		
介護 納付金分	所得割	2.45%	2.31%	
	均等割	17,000円	16,600円	
	低所得者の 均等割減額 (減額後)	7 割	5,100円	4,980円
		5 割	8,500円	8,300円
		2 割	13,600円	13,280円
	賦課限度額	17万円	17万円	
1人当たり保険料 (豊島区(参考値))	40,853円	39,154円		

表2 未就学児1人当たりの均等割額

基礎分 + 後期高齢者 支援金分	低所得者の 均等割減額 該当世帯	7割減額後均等割(12,630円+ 3,960円) × 1/2	8,295円	8.5割減
		5割減額後均等割(21,050円+ 6,600円) × 1/2	13,825円	7.5割減
		2割減額後均等割(33,680円+10,560円) × 1/2	22,120円	6割減
	上記以外の世帯	(42,100円+13,200円) × 1/2	27,650円	5割減

豊島区国民健康保険条例（昭和34年条例第12号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○豊島区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月14日 条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日条例第 9号</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く。以下本条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p> <p>(1) <u>18歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>18歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2 （略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以</p>	<p>○豊島区国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年11月14日 条例第12号</p> <p style="text-align: center;">改正 昭和37年11月15日条例第 8号 略</p> <p style="text-align: right;">令和3年3月24日条例第 9号</p> <p>第1条～第11条 （略）</p> <p>（結核・精神医療給付金）</p> <p>第12条 結核医療給付金は、被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第37条の2第1項（同法第64条第1項の規定により、読み替えられる場合を含む。）の規定による負担において医療に関する給付を受ける場合であって、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める者が、第3項に定める結核医療給付金の申請のあった月の属する年度（結核医療給付金の申請のあった月が4月又は5月の場合にあつては、前年度）分の特別区民税（市町村民税を含むものとし、地方税法（昭和25年法律第226号）第328条の規定によって課する所得割を除く。以下本条において同じ。）が課されない者（条例の定めるところにより当該特別区民税を免除された者を含む。）であるときに支給する。</p> <p>(1) <u>20歳</u>以上の被保険者 当該被保険者</p> <p>(2) <u>20歳</u>未満の被保険者 当該被保険者の属する世帯の世帯主</p> <p>2～6 （略）</p> <p>第13条～第14条の2 （略）</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課総額）</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以</p>

下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2及び第19条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ (略)

ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ (略)

カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第14条の4～第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.16(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項

下同じ。)に係る基礎賦課額(第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ (略)

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ (略)

カ (略)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア (略)

イ (略)

ウ (略)

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額

第14条の4～第15条の3 (略)

(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.13(一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の7第2項

第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき **4万2,100円**（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の**43**に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7 （略）

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条、**第19条の2及び第19条の4**において同じ。）は、**65万円**を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の**2及び第19条の4**の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) （略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項**及び第72条の3の2第1項**の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の10～第15条の11 （略）

第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき **3万8,800円**（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の**42**に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7 （略）

(基礎賦課限度額)

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額と第15条の5の基礎賦課額との合算額をいう。第19条**及び**第19条の2において同じ。）は、**63万円**を超えることができない。

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) （略）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア （略）

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第15条の10～第15条の11 （略）

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.28 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万3,200円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条、第19条の2及び第19条の4において同じ。) は、20万円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.31 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.41 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の58に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万3,200円 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の15 (略)

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

第15条の16 第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額 (一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第15条の10の後期高齢者支援金等賦課額と第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。) は、19万円を超えることができない。

第16条～第16条の3 (略)

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.45 (介護納付金賦課総額の100分の58に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総



額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万6,600円 (介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第18条の3 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額若しくは第19条の4各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前

額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき 1万7,000円 (介護納付金賦課総額の100分の42に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第18条の3 (略)

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割りをもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第14条の4、第15条の5の額若しくは第15条の10、第15条の13の額、第16条の2の額又は次条各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割りをもって行う。

月まで、月割りをもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万9,470円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,620円

(2) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万1,050円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,300円

(3) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,420円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,320円

第19条の3 (略)

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第19条の4 当該年度において、納付義務者の属する

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2万7,160円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 9,240円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万1,900円

(2) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 1万9,400円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 6,600円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 8,500円

(3) (略)

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 7,760円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 2,640円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について 3,400円

第19条の3 (略)

(新設)



世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の被保険者均等割額（第19条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 6,315円

イ 第19条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万525円

ウ 第19条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万6,840円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万1,050円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 第19条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 1,980円

イ 第19条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 3,300円

ウ 第19条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 6,600円

第20条～第23条 （略）

(保険料の減免)

第24条 （略）

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期前7日まで（これにより難い特別の事情があると認められる場合には、区長が指定する日まで）に次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

第20条～第23条 （略）

(保険料の減免)

第24条 （略）

2 前項の規定により、保険料の減免を受けようとする者は、納期前7日までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。

(1) 氏名、住所及び個人番号

(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対

<p>(1) 氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2) 納期限又は当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払に係る月及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日 <u>(前項の規定により区長が申請書の提出期限を指定した場合において、当該提出期限までに申請書を提出したときにあつては、区長が必要と認めた日)</u> 以後の納期限に係る保険料から適用し、<u>第1項第2号</u>に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条の2～第29条 (略)</p> <p>附 則 第1条～第10条 (略)</p> <p><u>附 則 (令和4年〇月〇日条例第〇号)</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第3項の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の豊島区国民健康保険条例第14条の3、第15条の4、第15条の8、第15条の9、第15条の12、第15条の16、第16条の4、第19条、第19条の2及び第19条の4の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>象年金給付の支払に係る月及び保険料の額</p> <p>(3) 減免を受けようとする理由</p> <p>3 第1項第1号に該当する者に係る保険料の減免は、申請の日以後の納期限に係る保険料から適用し、<u>同項第2号</u>に該当する者に係る保険料の減免は、旧被扶養者が被保険者の資格を取得した日以後の納期限に係る保険料から適用する。</p> <p>4 (略)</p> <p>第24条の2～第29条 (略)</p> <p>附 則 第1条～第10条 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

## 1. 保険料率等の算定について

### (1) 国民健康保険事業費納付金（納付金制度）について

国民皆保険を将来にわたって堅持するために、平成 30 年 4 月から都道府県も域内の区市町村とともに保険者として国保の運営を担うことになった（いわゆる、国保制度の広域化）。それに伴い、都道府県は国民健康保険制度の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営などにおいて中心的な役割を担っている。

その一環として、都道府県は国保事業に要する費用に充てるため、区市町村ごとの被保険者数、医療費水準、所得水準に応じた「国民健康保険事業費納付金」の額を決定し、区市町村から徴収する。その国保事業費納付金などを財源に、都道府県が保険給付に必要な費用を全額、区市町村に対して支払うことにより、安定的な保険給付を行うことができる。

また、都道府県は、区市町村が保険料率等を決定する際の参考とするための「標準保険料率」を算定・公表する。それにより、標準的な住民負担の見える化を図り、将来的な保険料負担の平準化を進める。

### (2) 国保事業費納付金と標準保険料率の関係性

都道府県は、各区市町村の国保事業費納付金（d）から推計可能な区市町村向けの交付金等を減算、保健事業費等を加算し、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」を算出する。現状では、収納率が 100%でないことから、「標準保険料率の算定に必要な保険料総額（e）」を確保するために標準的な収納率で割り戻し、必要な保険料総額の調整（e'）をしたうえで、標準保険料率を算定する。

#### ◆令和 4 年度 豊島区の国保事業費納付金額（d ベース）

医療分（一般分）	6,812,826,200 円
医療分（退職分）	※0 円
後期高齢者支援金分（一般分）	2,143,331,206 円
後期高齢者支援金分（退職分）	※0 円
介護納付金分（一般分・退職分）	953,083,701 円
納付金額計	9,909,241,107 円

※退職者医療制度の経過措置が終了したことにより、令和 2 年度以降、退職被保険者は 0 人である。

#### ◆令和 4 年度 豊島区の標準保険料率（e' ベース）

	所得割（％）	均等割（円）
医療分	7.33	42,872
後期高齢者支援金分	2.40	13,694
介護納付金分	2.60	17,492

## 2. 保険料率等の算定に関する特別区の考え方

### (1) 国保制度の広域化に伴う特別区の対応方針

将来的な方向性（都内保険料水準の統一、医療費の適正化、収納率の向上、法定外繰入の解消又は縮減）に沿って段階的に移行すべく 23 区統一で対応する。

ただし、この水準を参考に各区独自に対応することも可。

### (2) 令和4年度基準保険料率等算定における基本的な考え方

#### ① 特別区独自の激変緩和措置

制度上、保険料算定の対象となる経費（滞納繰越分の収納見込を除く）を賦課総額の対象としたうえで、令和4年度は、そのうち国保事業費納付金分を94%相当（基礎分92.3%、後期高齢者支援金分、介護納付金分97.3%）として算定する（＝国保事業費納付金の6%相当分を賦課総額へ算入しない）。本来、国保事業費納付金分を97.3%として算定する計画であったが、新型コロナウイルス感染拡大という特殊な社会情勢に鑑み、負担抑制策を講じる。

以降、制度による激変緩和措置期間（令和5年度まで）を目途に、特別区独自の激変緩和措置における国保事業費納付金の賦課総額への算入割合を引き上げる。

#### ② 法定外繰入の解消・削減について

特別区における賦課総額の考え方に基づき、法定外繰入金削減を図るとともに、特別区独自の激変緩和措置における国保事業費納付金の賦課総額への算入割合を引き上げ、法定外繰入を段階的に削減する。

#### ③ 賦課割合の考え方

制度改正により、各都道府県の所得水準を反映した賦課割合を原則とすることとされた。その結果、特別区における賦課割合は、所得割 58：均等割 42 とする。

なお、介護納付金分の所得割料率については、これまでと同様、各区において独自に設定する。

◆令和4年度 保険料率等の算定に関する特別区の考え方に基づく賦課総額（イメージ）

国 保 事 業 に か か る 経 費	納付金 (医療分・支援金分・介護分)		特定 健診費	出産育児 一時金	葬祭費	保健 事業費	事務費	その他
	特別区の標準的な収納率での割り戻しによる調整分							
特 別 区 の 考 え 方 に 基 づ く 賦 課 総 額	保険料 (医療分・支援金分・介護分)		保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分) (1/3)	保険料 (医療分)	保険料 (医療分)	法定 繰入金	法定外 繰入金
	交付金等		保険給付費等 交付金 (2/3)	法定 繰入金 (2/3)				
	<b>特別区独自の激変緩和（納付金の6%相当分）</b> ＝法定外繰入金							

※網掛け部分が保険料として徴収すべき賦課総額

◆令和4年度 特別区における基準保険料率等及び推移

【基礎分・支援金分】		令和4年度		令和3年度		令和2年度		令和元年度		平成30年度	
賦課割合 (所得割：均等割)		58：42		58：42		58：42		58：42		58：42	
所得割率 (前年度比)		9.44% -0.10		9.54% +0.11		9.43% -0.06		9.49% -0.05		9.54% +0.11	
保 険 料 率 等	基礎分 (前年度比)	7.16% +0.03	2.28% -0.13	7.13% -0.01	2.41% +0.12	7.14% -0.11	2.29% +0.05	7.25% -0.07	2.24% +0.02	7.32% -0.15	2.22% +0.26
	均等割額 (前年度比)	55,300円 +3,300円		52,000円 -800円		52,800円 +600円		52,200円 +1,200円		51,000円 +1,500円	
	基礎分 (前年度比)	42,100円 +3,300円	13,200円 0円	38,800円 -1,100円	13,200円 +300円	39,900円 0円	12,900円 +600円	39,900円 +900円	12,300円 +300円	39,000円 +600円	12,000円 +900円
	賦課限度額	850,000円		820,000円		820,000円		800,000円		770,000円	
	基礎分	650,000円	200,000円	630,000円	190,000円	630,000円	190,000円	610,000円	190,000円	580,000円	190,000円
	支援金分										
1人当たり保険料		131,813円		124,989円		126,202円		125,174円		121,988円	
基礎分	100,322円	31,491円	93,389円	31,600円	95,473円	30,729円	95,640円	29,534円	93,287円	28,701円	
1人当たり保険料 前年度との比較	金額	+6,824円		-1,213円		1,028円		3,186円		3,547円	
	率	+5.46%		-0.96%		+0.82%		+2.61%		+2.99%	

### 3. 令和4年度 豊島区における保険料率等の改定について

#### 【令和4年度 豊島区における保険料率等の算定に関する考え方】

既述の「国保制度の広域化に伴う特別区への対応方針」のとおり、将来的な方向性（都内保険料水準の統一など）に沿って段階的に移行することが望ましいと考えられるため、特別区の基準保険料率を豊島区においても設定する。

保険料率の算定に必要な賦課総額や賦課割合の考え方の詳細については、既述の「保険料率等の算定に関する特別区への考え方」のとおり。

#### (1) 基礎（医療）分及び後期高齢者支援金分 保険料率等の算定について

##### ◆基礎（医療）分、後期高齢者支援金分保険料に係る基礎数値

	特別区			【参考値】豊島区		
	令和4年度	令和3年度	差引増減	令和4年度	令和3年度	差引増減
一般被保険者数	1,821,169人	1,888,253人	△ 67,084人	63,799人	66,426人	△ 2,627人
賦課総額 ※1	240,051,258千円	236,007,859千円	4,043,399千円	7,714,457千円	7,733,495千円	△19,038千円
賦課割合 ※2	所得割	所得割	-	所得割	所得割	-
	均等割	均等割		均等割	均等割	
	58 : 42	58 : 42		57 : 43	58 : 42	
所得割料率	9.44%	9.54%	△ 0.10%	9.44%	9.54%	△ 0.10%
均等割額	55,300円	52,000円	3,300円	55,300円	52,000円	3,300円
賦課限度額	850,000円	820,000円	30,000円	850,000円	820,000円	30,000円
1人当たり保険料 ※3	131,813円	124,989円	6,824円	120,919円	116,423円	4,496円

※1 令和4年度については、特別区、豊島区ともに特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を基礎分92.3%、後期分97.3%として算定する）の数値を記載

※2 豊島区の賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷一般被保険者数



(2) 介護分 保険料率等の算定について

◆介護分保険料に係る基礎数値

区 分	【参考値】豊島区			
	令和4年度	令和3年度	差引増減	備 考
2号被保険者数	22,294人	22,311人	△ 17人	
賦課総額 ※1	872,883千円	911,478千円	△ 38,595千円	
賦課割合 ※2	所得割 : 均等割 58 : 42	所得割 : 均等割 58 : 42	-	
所得割料率	2.31%	2.45%	△ 0.14%	各区独自算定
均等割額	16,600円	17,000円	△ 400円	23区共通基準
賦課限度額	170,000円	170,000円	0円	23区共通基準
1人当たり保険料 ※3	39,154円	40,853円	△ 1,699円	

※1 令和4年度については、特別区独自の激変緩和措置後（国保事業費納付金を97.3%として算定する）の数値を記載

※2 賦課割合については、両年度ともに基準保険料率等（均等割額）を豊島区に当てはめて算出した数値

※3 1人当たり保険料＝賦課総額÷2号被保険者数

【参考】令和4年度 賦課総額の考え方による比較（豊島区における独自試算）

◆基礎（医療）分及び支援分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	271,263,565千円	148,951円	8,592,403千円	134,680円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	258,069,396千円	141,707円	8,296,914千円	130,049円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	240,051,258千円	131,813円	7,714,457千円	120,919円
（B）－（A）	△ 13,194,169千円	△ 7,244円	△ 295,489千円	△ 4,631円
（C）－（B）	△ 18,018,138千円	△ 9,894円	△ 582,457千円	△ 9,130円
計 （C）－（A）	△ 31,212,307千円	△ 17,138円	△ 877,946千円	△ 13,761円

◆介護分

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	29,603,858千円	43,365円	928,484千円	41,648円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	27,801,858千円	40,725円	898,616千円	40,308円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	27,011,599千円	39,567円	872,883千円	39,154円
（B）－（A）	△ 1,802,000千円	△ 2,640円	△ 29,868千円	△ 1,340円
（C）－（B）	△ 790,259千円	△ 1,158円	△ 25,733千円	△ 1,154円
計 （C）－（A）	△ 2,592,259千円	△ 3,798円	△ 55,601千円	△ 2,494円

◆基礎（医療）分・支援分・介護分 総計

	特別区		豊島区	
	賦課総額	1人当たり 保険料	賦課総額	1人当たり 保険料
標準保険料率を算定するための賦課総額（A）	300,867,423千円	192,316円	9,520,887千円	176,328円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置前）（B）	285,871,254千円	182,432円	9,195,530千円	170,357円
特別区の考え方に基づく賦課総額（独自激変緩和措置後）（C）	267,062,857千円	171,380円	8,587,340千円	160,073円
（B）－（A）	△ 14,996,169千円	△ 9,884円	△ 325,357千円	△ 5,971円
（C）－（B）	△ 18,808,397千円	△ 11,052円	△ 608,190千円	△ 10,284円
計 （C）－（A）	△ 33,804,566千円	△ 20,936円	△ 933,547千円	△ 16,255円

令和4年度 収入別・世帯構成別の保険料試算(モデルケースによる試算)

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみが賦課される世帯における収入の上限

I 年金受給者(65歳以上) 1人世帯

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	15,600	15,600	86,438	192,238	270,942	351,078	432,168	513,258	597,210	687,840
②令和4年度保険料	16,590	16,590	88,608	194,068	271,948	351,244	431,484	511,724	594,796	684,476
前年度差 ②-①	990	990	2,170	1,830	1,006	166	△ 684	△ 1,534	△ 2,414	△ 3,364
均等割軽減	7割減	7割減	2割減							

II 年金受給者(65歳以上) 2人世帯

年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	484,168	565,258	649,210	739,840
②令和4年度保険料	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	486,784	567,024	650,096	739,776
前年度差 ②-①	1,980	1,980	2,830	5,130	4,306	3,466	2,616	1,766	886	△ 64
均等割軽減	7割減	7割減	5割減							

III 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護1名該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	20,700	36,898	175,711	259,641	348,367	444,287	540,207	640,923	748,833	853,548
②令和4年度保険料	21,570	38,300	176,475	258,725	345,675	439,675	533,675	632,375	738,125	849,750
前年度差 ②-①	870	1,402	764	△ 916	△ 2,692	△ 4,612	△ 6,532	△ 8,548	△ 10,708	△ 3,798
均等割軽減	7割減	5割減								

IV 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護2名該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	41,400	71,398	217,111	328,641	417,367	513,287	609,207	709,923	814,918	905,548
②令和4年度保険料	43,140	74,250	219,615	330,625	417,575	511,575	605,575	704,275	810,025	905,528
前年度差 ②-①	1,740	2,852	2,504	1,984	208	△ 1,712	△ 3,632	△ 5,648	△ 4,893	△ 20
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

V 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護2名該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	57,000	97,398	258,711	380,641	469,367	565,287	661,207	761,923	866,918	948,406
②令和4年度保険料	59,730	101,900	263,855	385,925	472,875	566,875	660,875	759,575	865,325	960,828
前年度差 ②-①	2,730	4,502	5,144	5,284	3,508	1,588	△ 332	△ 2,348	△ 1,593	12,422
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

VI 給与所得者(65歳未満) 4人世帯 (介護2名該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	72,600	123,398	227,711	384,241	521,367	617,287	713,207	813,923	918,918	987,206
②令和4年度保険料	76,320	129,550	231,775	390,345	528,175	622,175	716,175	814,875	920,625	1,012,392
前年度差 ②-①	3,720	6,152	4,064	6,104	6,808	4,888	2,968	952	1,707	25,186
均等割軽減	7割減	5割減	5割減	2割減						

VII 給与所得者(65歳未満) 1人世帯 (介護非該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	15,600	27,908	136,906	203,686	274,282	350,602	426,922	507,058	592,918	683,548
②令和4年度保険料	16,590	29,538	139,316	205,396	275,252	350,772	426,292	505,588	590,548	680,228
前年度差 ②-①	990	1,630	2,410	1,710	970	170	△ 630	△ 1,470	△ 2,370	△ 3,320
均等割軽減	7割減	5割減								

VIII 給与所得者(65歳未満) 2人世帯 (介護非該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	31,200	53,908	168,106	255,686	326,282	402,602	478,922	559,058	644,918	735,548
②令和4年度保険料	33,180	57,188	172,496	260,696	330,552	406,072	481,592	560,888	645,848	735,528
前年度差 ②-①	1,980	3,280	4,390	5,010	4,270	3,470	2,670	1,830	930	△ 20
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

IX 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当)

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
②令和4年度保険料	49,770	84,838	216,736	315,996	385,852	461,372	536,892	616,188	701,148	790,828
前年度差 ②-①	2,970	4,930	7,030	8,310	7,570	6,770	5,970	5,130	4,230	12,422
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							

X 給与所得者(65歳未満) 3人世帯 (介護非該当) 未就学児1人

年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円
①令和3年度保険料	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	530,922	611,058	696,918	778,406
②令和4年度保険料	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	509,242	588,538	673,498	763,178
前年度差 ②-①	△ 5,325	△ 8,895	△ 15,090	△ 19,340	△ 20,080	△ 20,880	△ 21,680	△ 22,520	△ 23,420	△ 15,228
均等割軽減	7割減	5割減	2割減							